

## 計画変更確認申請書(建築物)

(第一面)

建築基準法第6条の2第1項の規定による計画変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。また、申請にあたっては、株式会社湘南建築センター確認検査業務規程及び同確認検査業務約款を遵守いたします。

株式会社 湘南建築センター 様

年 月 日

申請者氏名 リストホームズ株式会社  
代表取締役 北見 尚之

設計者氏名 リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
荒田 康泰

### 【計画を変更する建築物の直前の確認】

【確認済証番号】 第2024SBC-確00100Y号  
【確認済証交付年月日】 令和6年4月26日  
【確認済証交付者】 株式会社 湘南建築センター 代表取締役 玉村 公夫

### 【計画変更の概要】

基礎図庫スラブの高さを150低く変更。  
2階 Y10-X2の柱を227.5移動  
1階階高変更 2,811→2,829  
2階階高変更 2,811→2,793  
開口位置変更、天井高さ変更

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
第 号			第 号
係員印			係員印

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 リストホームズカブシキガイシャ ダイョウトリシマリヤ キミ ヒサシ  
【ロ. 氏名】 リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之  
【ハ. 郵便番号】 231-0015  
【ニ. 住所】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地  
【ホ. 電話番号】 045-671-9966

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (一級 ) 建築士 (大臣 ) 登録第 297069 号  
【ロ. 氏名】 加藤 昇  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級 ) 建築士事務所 (東京都知事 ) 登録第 18260 号  
株式会社 エルグ設計事務所 一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 170-0013  
【ホ. 所在地】 東京都豊島区東池袋 2-1-3 MKビル  
【ヘ. 電話番号】 03-3984-4058

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級 ) 建築士 (大臣 ) 登録第 331087 号  
【ロ. 氏名】 荒田 康泰  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級 ) 建築士事務所 (神奈川県知事 ) 登録第 17455 号  
リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 231-0015  
【ホ. 所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町 4-4 7  
【ヘ. 電話番号】 045-671-9966  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式 (構造計算書を除く)

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (一級 ) 建築士 (大臣 ) 登録第 191775 号  
【ロ. 氏名】 高崎 理平  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級 ) 建築士事務所 (東京都知事 ) 登録第 52626 号  
有限会社 ル・ボン 一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 170-0013  
【ホ. 所在地】 東京都豊島区東池袋 2-1-3  
【ヘ. 電話番号】 03-5992-6007  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造計算書

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

---

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (一級 ) 建築士 (大臣 ) 登録第 331087 号  
【ロ. 氏名】 荒田 康泰  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級 ) 建築士事務所 (神奈川県知事) 登録第 17455 号  
リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 231-0015  
【ホ. 所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町4-47  
【ヘ. 電話番号】 045-671-9966  
【ト. 工事と照合する設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

---

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 北見 尚之  
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (神奈川県知事) 第 (特-2 ) 87490 号  
リストホームズ株式会社  
【ハ. 郵便番号】 231-0015  
【ニ. 所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町4-47  
【ホ. 電話番号】 045-671-9966

---

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 ( )  
 未申請 ( )  
 申請不要

---

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ( )  
 未提出 ( )  
 提出不要 ( )

---

【9. 備考】

(仮称)高津区千年 新築工事 1号棟

---

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	神奈川県川崎市高津区千年字北浦815番の一部		
【2. 住居表示】	神奈川県川崎市高津区千年(以下未定)		
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域	<input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域	<input type="checkbox"/> 指定なし
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	第三種高度地区、日影規制4h2.5h4m		
【6. 道路】			
【イ. 幅員】	8.549 m		
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	2.454 m		
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】			
(1)	( 70.05 m <sup>2</sup> )	( )	( )
(2)	( )	( )	( )
【ロ. 用途地域等】			
(第一種住居地域	( )	( )	( )
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】			
(	200.00 %	( )	( )
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】			
(	60.00 %	( )	( )
【ホ. 敷地面積の合計】	(1)	70.05 m <sup>2</sup>	
	(2)	m <sup>2</sup>	
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	200.00 %		
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	70.00 %		
【チ. 備考】	準防火地域内の準耐火建築物		
【8. 主要用途】	(区分 08010)	一戸建ての住宅	
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【10. 建築面積】	(申請部分	(申請以外の部分	(合計
【イ. 建築物全体】	(	47.20 m <sup>2</sup> )	( ) ( 47.20 m <sup>2</sup> )
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	(	47.20 m <sup>2</sup> )	( ) ( 47.20 m <sup>2</sup> )
【ハ. 建蔽率】	67.39 %		

【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築物全体】	( 129.99 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( 129.99 m <sup>2</sup> )
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ハ. エレベータの昇降路の部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ホ. 認定機械室等の部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ. 自動車車庫等の部分】	( 13.24 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( 13.24 m <sup>2</sup> )
【ト. 備蓄倉庫の部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【チ. 蓄電池の設置部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【リ. 自家発電設備の設置部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ヌ. 貯水槽の設置部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ル. 宅配ボックスの設置部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ヲ. その他の不算入部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ワ. 住宅の部分】	( 116.75 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( 116.75 m <sup>2</sup> )
【カ. 老人ホーム等の部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ヨ. 延べ面積】	116.75 m <sup>2</sup>		
【タ. 容積率】	166.67 %		

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】	1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	0

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】	( 9.981 m )	( m )
【ロ. 階数】	地上 ( 3 )	( 0 )
	地下 ( 0 )	( 0 )

【ハ. 構造】 木造(軸組工法) 一部 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

開発検済 川崎指令宅審(シ)第2号 令和6年4月4日

完了公告 第735号 令和6年4月4日

都市計画法35条第2項 開発行為 川崎指令宅審(イ)第181号 令和5年7月25日

【15. 工事着手予定年月日】 令和6年4月26日

【16. 工事完了予定年月日】 令和6年7月26日

【17. 特定工程工事終了予定日年月日】 (特定工程)

(第1回)	令和6年5月25日	(屋根工事の工程)	( )
(第 回)	年 月 日	( )	( )
(第 回)	年 月 日	( )	( )

【18. その他必要な事項】

警報 (住宅用火災警報器)

【19. 備考】

< 計画変更の概要 >

基礎図車庫スラブの高さを150低く変更。

2階 Y10-X2の柱を227.5移動

1階階高変更 2,811→2,829

2階階高変更 2,811→2,793

識別番号 38777-8



(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】	1
【2. 用途】	(区分 08010 ) 一戸建ての住宅 (区分 08490 ) 自動車車庫 (区分 ) (区分 ) (区分 )
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【4. 構造】	木造 一部 造
【5. 主要構造部】	<input type="checkbox"/> 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合) <input type="checkbox"/> 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合) <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2) <input type="checkbox"/> その他
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第21条または第27条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定の適用を受けない
【8. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 3 【ロ. 地階の階数】 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 1 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】
【9. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 9.981 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 8.751 m
【10. 建築設備の種類】	給水設備、排水設備、ガス設備、電気設備、住宅用火災警報器



【11. 確認の特例】

- 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による  
審査の特例の適用の有無】 有 無
- 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
- 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

- 【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号
- 【ホ. 適合する一連の規定の区分】 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ  
建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
- 【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】 第 号

【12. 床面積】	( 申請部分 )	( 申請以外の部分 )	( 合計 )
【イ. 階別】	( F1 階 )	( 44.71 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> ) ( 44.71 m <sup>2</sup> )
	( F2 階 )	( 43.88 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> ) ( 43.88 m <sup>2</sup> )
	( F3 階 )	( 37.26 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> ) ( 37.26 m <sup>2</sup> )
	( P1 階 )	( 4.14 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> ) ( 4.14 m <sup>2</sup> )
【ロ. 合計】	( 129.99 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( 129.99 m <sup>2</sup> )

【13. 屋根】

平形色彩スレート(NM-2093)

【14. 外壁】

窯業系サイディング(ア)15(QF045BE-9226) 屋内側(小屋裏含む)石膏ボード(ア)15(NM-8619)

【15. 軒裏】

有機質系繊維混入セメント板(ア)14(QF045RS-0053)

【16. 居室の床の高さ】

565 mm

【17. 便所の種類】

水洗

【18. その他必要な事項】

住宅用火災警報器

【19. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	
【2. 階】	F1	
【3. 柱の小径】	105 mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2710 mm	
【5. 階の高さ】	2829 mm	
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	2400 mm	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 ( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 31.47 m <sup>2</sup> )
【ロ.】 ( 08490 )	( 自動車車庫 )	( 13.24 m <sup>2</sup> )
【ハ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		
1階階高変更	2,811→2,829	

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1
【2. 階】	F2
【3. 柱の小径】	105 mm
【4. 横架材間の垂直距離】	2706 mm
【5. 階の高さ】	2793 mm
【6. 天井】	
【イ. 居室の天井の高さ】	2400 mm
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】	
(用途の区分)(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】(08010)(一戸建ての住宅)	(43.88 m <sup>2</sup> )
【ロ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【ハ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	2階階高変更 2,811→2,793

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1
【2. 階】	F3
【3. 柱の小径】	105 mm
【4. 横架材間の垂直距離】	2495 mm
【5. 階の高さ】	2564 mm
【6. 天井】	
【イ. 居室の天井の高さ】	2400 mm
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】	
(用途の区分)(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】(08010)(一戸建ての住宅)	(37.26 m <sup>2</sup> )
【ロ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【ハ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ.】( )( )	( m <sup>2</sup> )
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	
【2. 階】	P1	
【3. 柱の小径】	105 mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2455 mm	
【5. 階の高さ】	mm	
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	mm	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 ( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 4.14 m <sup>2</sup> )
【ロ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ハ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ.】 ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		

建築物独立部分別概要

【1. 番号】 1

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】

地上 ( ) 地下 ( )

【ニ. 構造】

造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】 HOUSE-ST1 Ver8.0.1.6

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

【8. 備考】

## 委任状

令和 6 年 5 月 8 日

株式会社 湘南建築センター 様

委任者  
神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地  
リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之

私は株式会社 エルグ設計事務所 一級建築士事務所 加藤 昇を代理人と定め、下記の建築物等に係る建築基準法等の規定に基づく手続き（引受承諾書の受領を含む。）等に関する一切の権限を委任します。

### 1. 申請の区分

- 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認  
（ 建築基準法第6条の2第1項の規定による計画変更確認）
- 建築基準法第7条の4第1項の規定による中間検査
- 建築基準法第7条の2第1項の規定による完了検査
- 住宅金融支援機構の適合証明業務に係る物件審査
- 住宅金融支援機構に係る工事審査
- 各種届出（建築主等変更・工事監理者等変更・誤記訂正・取下げ・工事取止）

### 2. 申請する建築物等

- 建築物
- 建築設備（昇降機）
- 建築設備（昇降機以外）
- 工作物（法第88条第1項）
- 工作物（法第88条第2項）

### 3. 建築場所、設置場所又は築造場所

神奈川県川崎市高津区千年字北浦815番の一部

### 4. 建築物等の用途

一戸建ての住宅

### 5. 工事種別

- 新築
- 増築
- 改築
- 移転
- 用途変更
- 大規模の修繕
- 大規模の模様替

※委任者は適宜押印が可能

識別番号 38777-8

■1階主寝室 採光・換気・排煙F☆☆

室面積: 11.59㎡	必要採光面積: 11.59÷7=1.65714	有効採光面積: 東面16520にて検討 採光補正係数 A=3.0	1.65×2.0×3.0=9.9	①<②より採光OK
必要換気面積: 11.59÷20=0.5795	有効換気面積: 東面16520にて検討 1.65×2.0/2=1.65	①<②より換気OK		
必要排煙面積: 11.59÷50=0.2318	有効排煙面積: 東面16520にて検討 1.65×0.4/2=0.33	①<②より排煙OK		

開口補正係数  
道路に面する  
..3.0

■2階LDK 採光・換気・排煙F☆☆

室面積: 34.36㎡	必要採光面積: 34.36÷7=4.908571	有効採光面積: 東面16518にて検討 採光補正係数 A=3.0	1.65×1.8×3.0=8.91	①<②より採光OK
必要換気面積: 34.36÷20=1.718	有効換気面積: 東面16518にて検討 1.65×1.8/2=1.485	0.36×1.1×2=0.792	1.485+0.792=2.277	①<②より換気OK
必要排煙面積: 34.36÷50=0.6872	有効排煙面積: 東面16518にて検討 1.65×0.47/2=0.38775	0.36×0.52×2=0.3744	0.38775+0.3744=0.76215	①<②より排煙OK

開口補正係数  
道路に面する  
..3.0

■3階洋室3 採光・換気・排煙F☆☆

室面積: 8.69㎡	必要採光面積: 8.69÷7=1.241429	有効採光面積: 北面03611にて検討 採光補正係数 A=3.0	0.36×1.1×3.0=1.188	①<②より採光OK
必要換気面積: 8.69÷20=0.4345	有効換気面積: 北面03611×2にて検討 0.36×1.1×2=0.792	①<②より換気OK		
必要排煙面積: 8.69÷50=0.1738	有効排煙面積: 北面03611×2にて検討 0.36×0.5×2=0.36	①<②より排煙OK		

開口補正係数  
道路に面する  
..0.77

■3階洋室2 採光・換気・排煙F☆☆

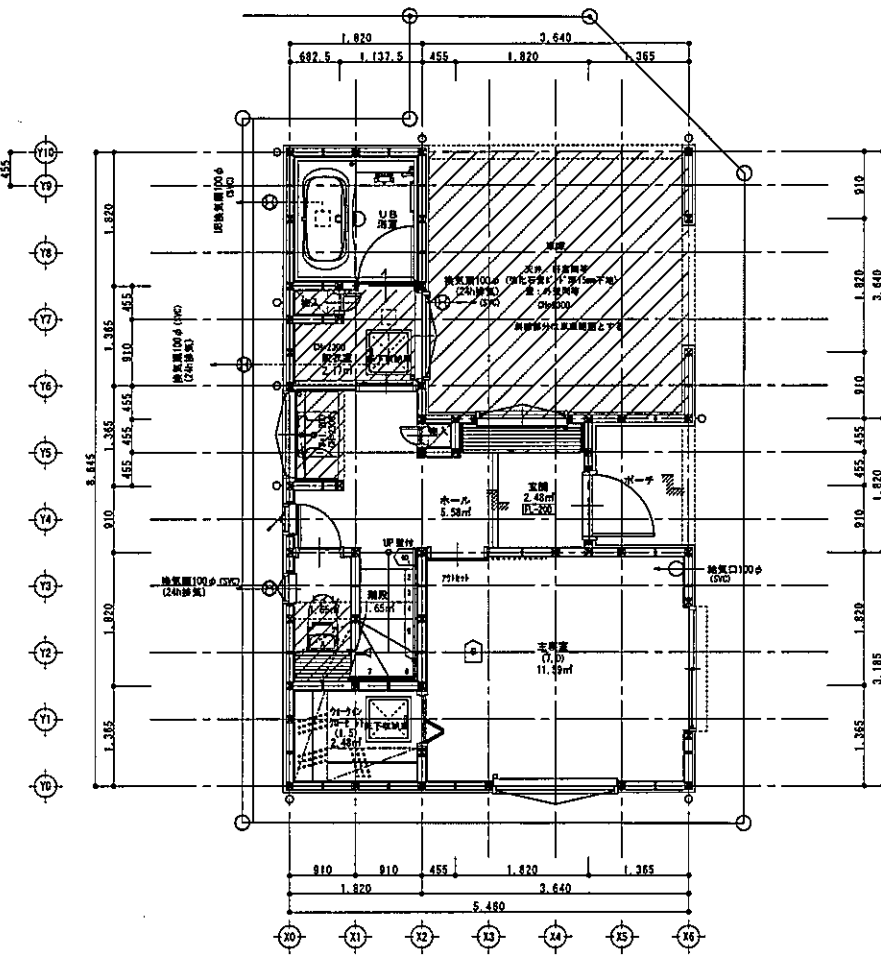
室面積: 9.73㎡	必要採光面積: 9.73÷7=1.39	有効採光面積: 東面03611×3にて検討 採光補正係数 A=3.0	0.36×1.1×3.0×3=3.564	①<②より採光OK
必要換気面積: 9.73÷20=0.4865	有効換気面積: 東面03611×3にて検討 0.36×1.1×3=1.188	①<②より換気OK		
必要排煙面積: 9.73÷50=0.1946	有効排煙面積: 東面03611×3にて検討 0.36×0.6×3=0.648	①<②より排煙OK		

開口補正係数  
道路に面する  
..3.0

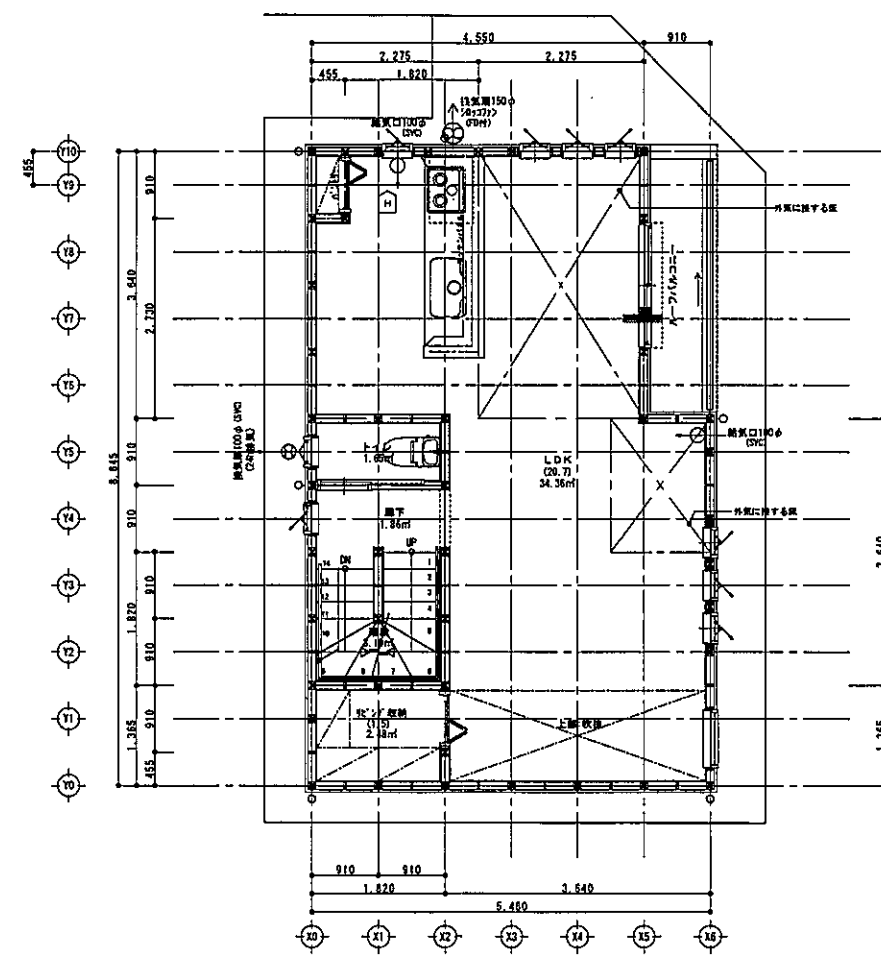
■3階洋室1 採光・換気・排煙F☆☆

室面積: 9.52㎡	必要採光面積: 9.52÷7=1.36	有効採光面積: 北面16520にて検討 採光補正係数 A=3.0	1.65×2.0×3.0=9.9	①<②より採光OK
必要換気面積: 9.52÷20=0.476	有効換気面積: 北面16520にて検討 1.65×2.0/2=1.65	①<②より換気OK		
必要排煙面積: 9.52÷50=0.1904	有効排煙面積: 北面16520にて検討 1.65×0.5/2=0.4125	①<②より排煙OK		

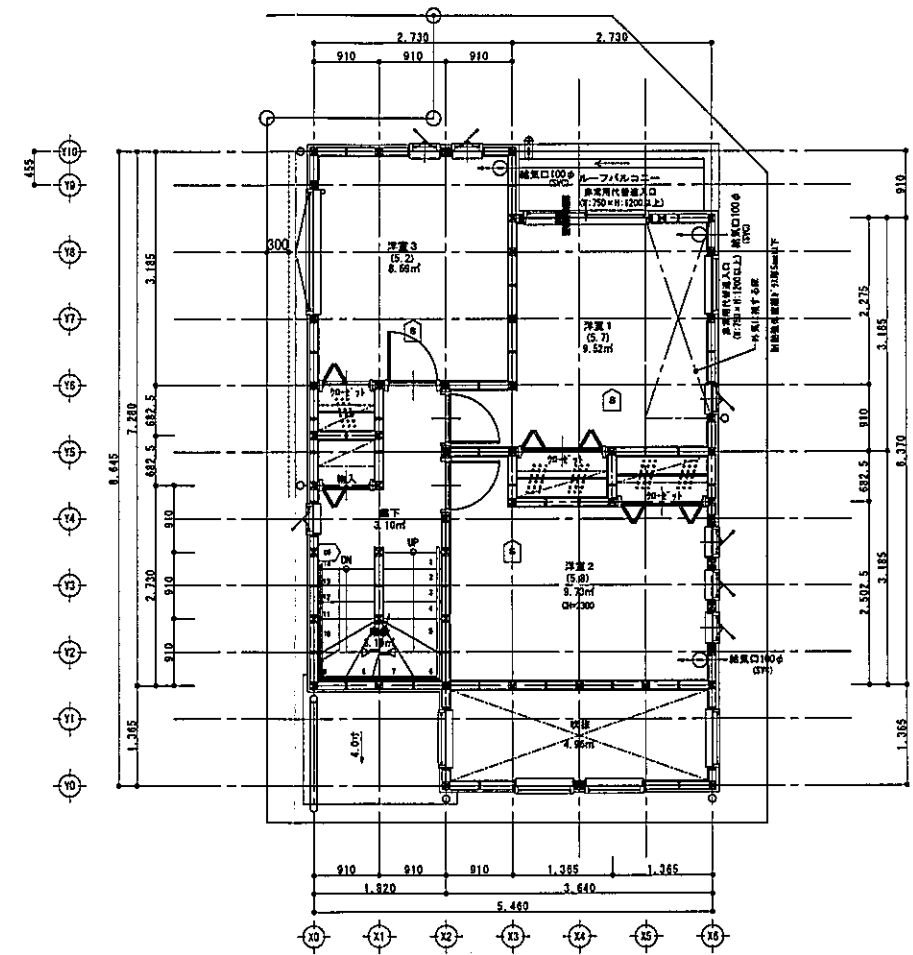
開口補正係数  
道路に面する  
..3.0



1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100



3階平面図 S=1/100

45分準耐火仕様  
断熱等性能等級4仕様  
一次エネルギー消費量等級4仕様

特記

※火気使用室(LDK, 階段室, 水廻)の仕上げは  
不燃材料(NM-8615)とする(天井・壁)  
※天井廻りは消防長の指定する有効な不燃材(NM-8615)とする  
※「ド」の材質は鋼製、その他は鋼製(不燃材)が「イ材」外とし  
ロックウール50mm巻きとする

※ガス使用室換気能力  
・必要換気量 V=30KQ=30×0.93×9.90=276.21 (m³/h)  
・使用換気扇換気量: 540 (m³/h)  
276.21 (m³/h) < 540 (m³/h)

※防火設備認定番号  
単体引違窓(EB-2968, EB-2967) シャッター引違窓(EB-2706-1)  
縦すべり出し窓(EB-2176-1) すべり出し窓(EB-2205)  
高所用すべり出し窓(EB-2615-1)  
上げ下げ窓(EB-2290(1)) 内倒し窓(EB-1459)  
FIX窓(EB-2252, EB-2629)  
たてシャッター窓(EB-2714) 横シャッター窓(EB-2507)

※階段蹴上22cm以下・踏面15cm以上・有効幅75cm以上  
※階段には手摺設置(出寸法は100mm以下)  
※内部建具(片開き)は全てアジャカット(1cm)とする  
※L-フタ 耐火 FRP防水防火使用(不燃材NM-9133)  
※各部屋の入口は段差のないものとする  
※床下収納庫は床下点検口を兼ねる  
※小屋裏利用はなしとする

※延焼線内のφ100の換気機は防火覆い付とする  
※1階CH=2400, 2階CH=2350, 3階CH=2400とする  
※小口径配管設備無し  
※壁付けファン 比消費電力0.05  
※潜熱回収型 給湯器(床暖房熱源含む)使用  
※給湯器の固定方法について、告示1447号に適合  
※開口部は全て遮炎性能を有する防火設備である

※火災警報器  
凡例  
Ⓢ 煙式センサー  
Ⓜ 熱式センサー



リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
1級建築士登録 第331087号  
荒田 康泰

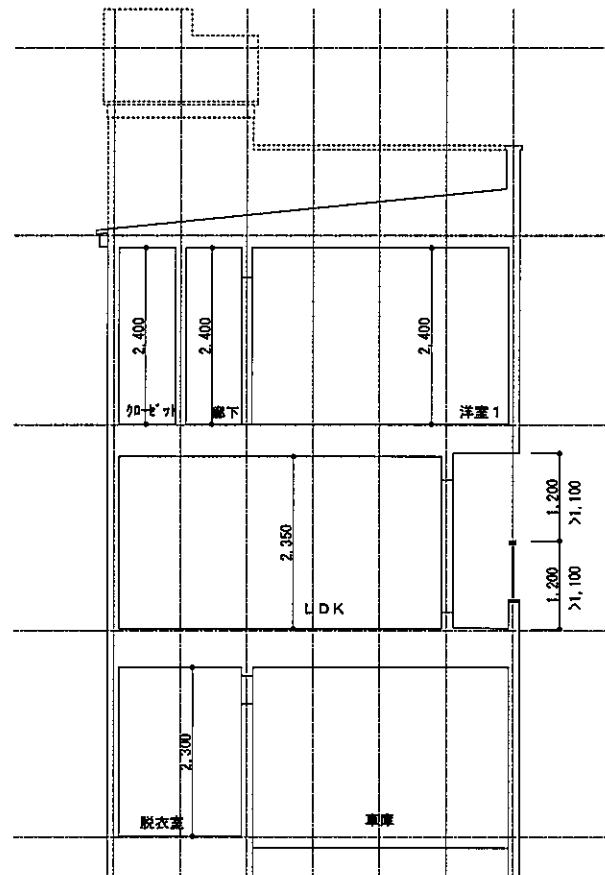
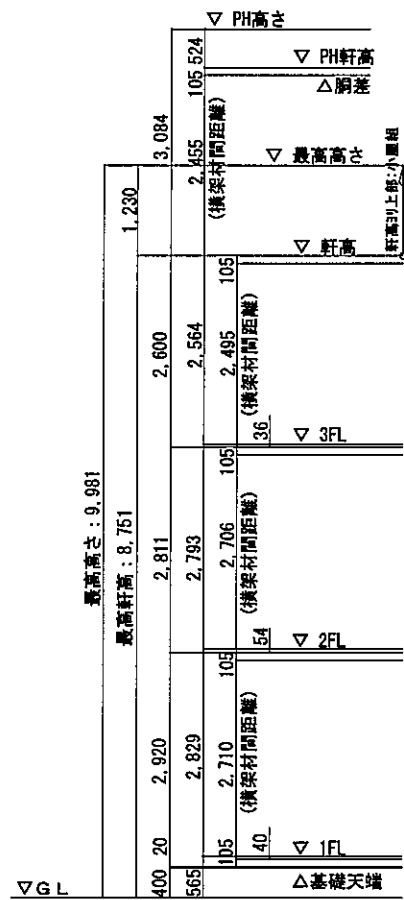
設計承認	施工承認	図面変更履歴

縮尺	1/100
作図日	2024/01/31

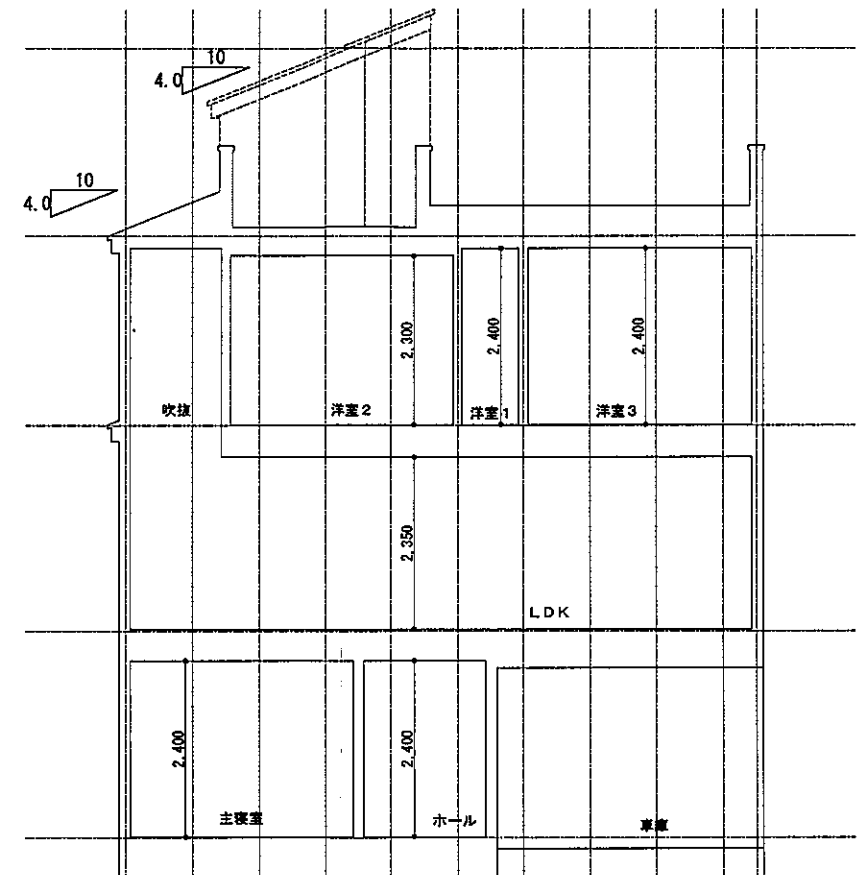
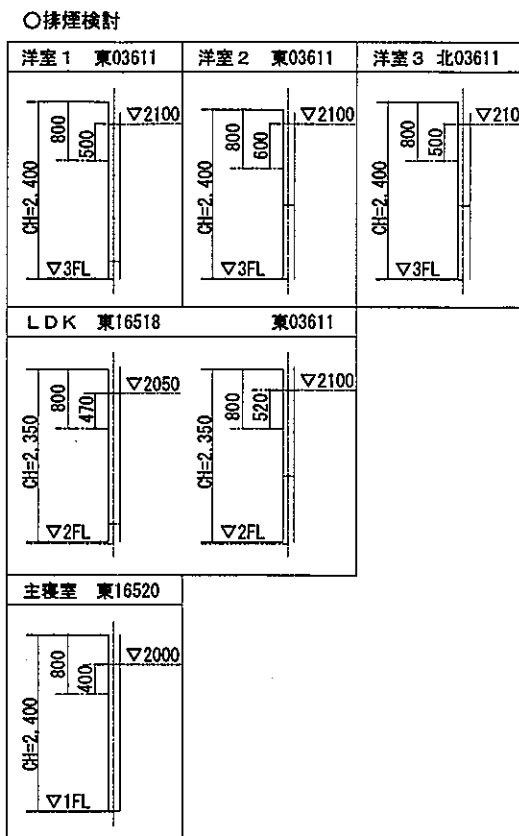
工事名	(仮称)高津区千年 新築工事 1号棟
図面名	平面図(1)
図面No	識別番号 38777-9



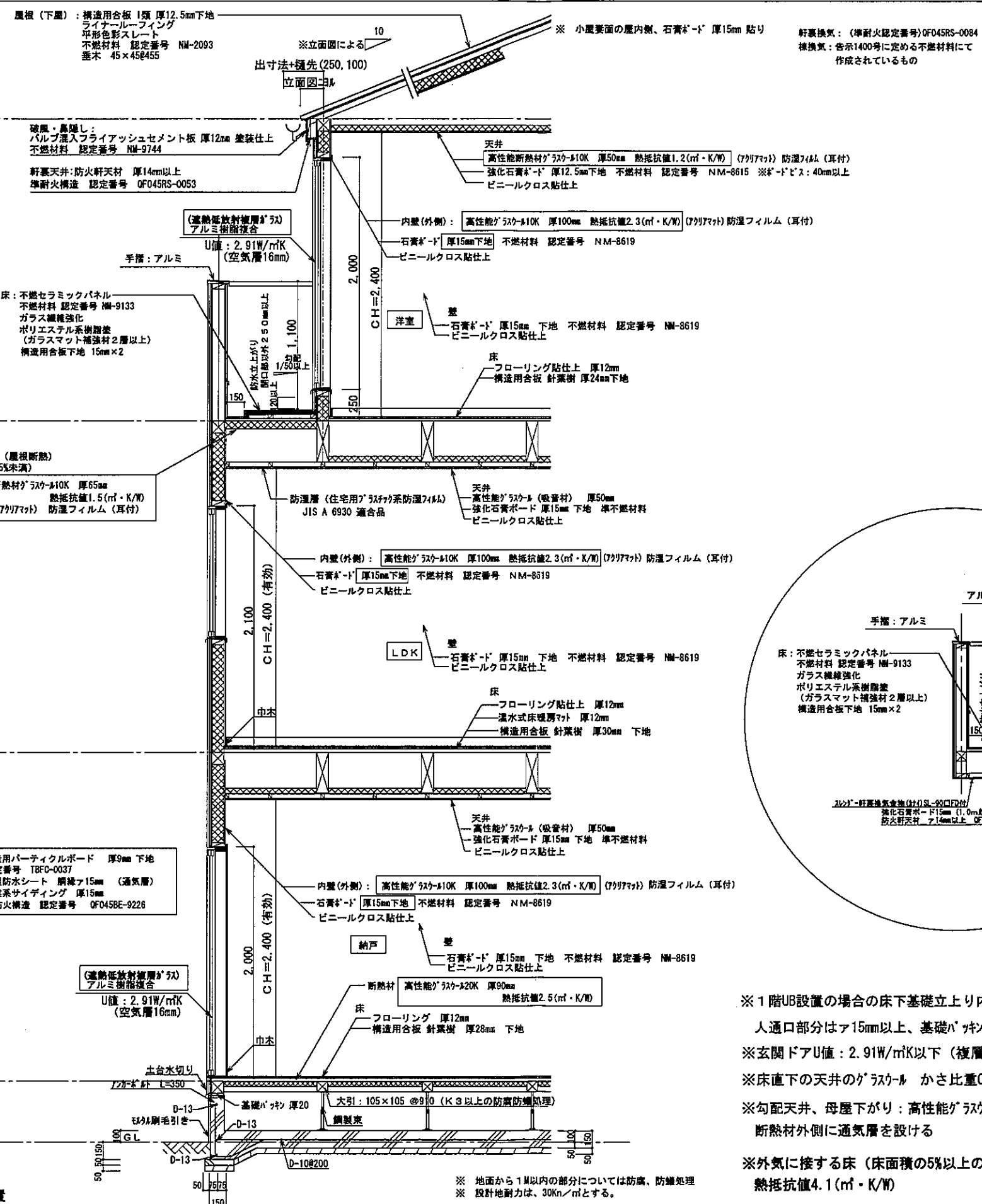




A-A' 断面図 1 / 100

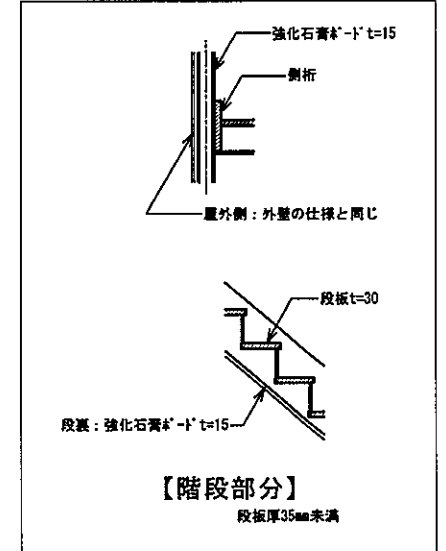
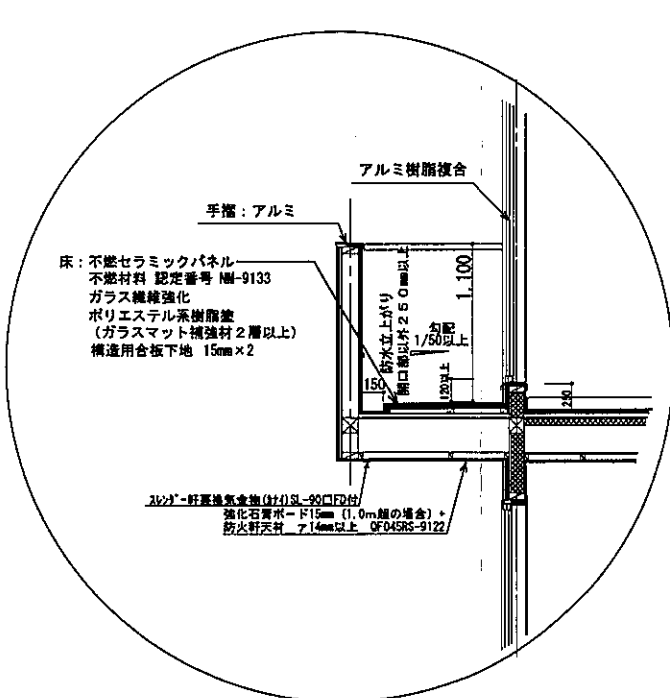


B-B' 断面図 1 / 100



準耐火リスト			
部位	種類	認定番号又は告示番号	耐火時間
屋根	平形色彩スレート	NM-2093	30分
屋根(屋内側)	強化石膏ボード 12.5mm	NM-8619	30分
軒裏	有機質系繊維混入セメント板 14mm	QF045RS-0053	45分
破風・鼻隠し	パルプ混入フライアッシュセメント板 12mm	NM-9744	45分
外壁(屋内側)	石膏ボード 15mm	NM-8619	45分
外壁(外側)	窯業系サイディング 厚15mm	QF045BE-9226	45分
天井	強化石膏ボード 15mm 高性能断熱材グラスウール(吸音材) 50mm	平12通告1358号第3	45分
床	フローリング 12mm 構造用合板 30・24mm	平12通告1358号第3	45分
内壁(両面)	石膏ボード 15mm	NM-8619	45分
梁	強化石膏ボード 15mm	平12通告1358号第4	45分
階段(裏側)	強化石膏ボード 15mm	NM-8615 平12通告1358号第6-c	30分
階段(ケタ)	強化石膏ボード 15mm	外壁による	30分

## ※45分準耐火仕様



- 根太レス**
- 針葉樹 28mm (1階床)
  - 針葉樹 30mm (2階床)
  - 針葉樹 24mm (3階床)
  - 910ピッチ 鋼製束

※1階UB設置の場合の床下基礎立上り内側は(外周部含む)A種押出法ガラス用フォーム保温板3種 φ50mm  
 人通口部分はφ15mm以上、基礎ハケは、気密タイプにするか塞ぐ  
 ※玄関ドアU値: 2.91W/m²K以下(複層ガラス/空気層6mm) D4仕様  
 ※床直下の天井のグラスウール かさ比重0.024以上  
 ※勾配天井、母屋下がり: 高性能グラスウール10K アクリマット 厚65mm 熱抵抗値1.5(m²・K/W)  
 断熱材外側に通気層を設ける  
 ※外気に接する床(床面積の5%以上の場合): 住宅用グラスウール14K アクリマット 厚155mm  
 熱抵抗値4.1(m²・K/W)

※防湿フィルムは室内側に設置

※ 地面から1M以内の部分については防蟻、防蟻処理  
 ※ 設計地耐力は、30Kn/mとする。



リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
 1級建築士登録 第331087号  
 荒田 康泰

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
			1/40	(仮称)高津区千年 新築工事	
			作図日	図面名	
			2024/02/23	矩計識別番号 38777-5	意-5